

大阪府域での狩猟の規制

【平成25年度】

狩猟の規制内容は都道府県によって異なることがあります。他の都道府県では規制緩和されていますが大阪府では緩和されていない規制もありますので、事前に確認のうえ狩猟を行ってください。

1. 規制の緩和等（特定鳥獣保護管理計画の策定による緩和ほか）

◎ニホンシカ

	内 容	備 考
メスの狩猟	狩猟 可	平成 19 年度から、捕獲等の禁止措置を解除
1 日当たりの捕獲頭数制限	制限 無 ※銃猟については、オスは1人1日1頭まで（グループで猟を行う場合、参加狩猟者数と同数まで）	大阪府シカ保護管理計画（第3期）による
狩猟期間	11月15日～3月15日	大阪府シカ保護管理計画（第3期）による
くくりわなの制限	輪の直径の制限を解除 ※輪の直径が12cmを超えるものも、使用可	大阪府シカ保護管理計画（第3期）による

◎イノシシ

	内 容	備 考
狩猟期間	11月15日～3月15日	大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）による
くくりわなの制限	輪の直径の制限を解除 ※輪の直径が12cmを超えるものも、使用可	大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）による

2. 狩猟鳥獣の見直し

内 容	内 容	備 考
対象狩猟鳥獣	48種（鳥類28種、獣類20種）	平成25年度からウズラ指定解除

3. 狩猟鳥獣の捕獲禁止・制限の見直し

内 容	内 容	備 考
ヤマドリ の雌 キジの雌	捕獲等の禁止措置 (H24.9.15～H29.9.14まで)	

4. 禁止猟法の追加（平成19年度からの追加内容）

猟 具	内 容
とらばさみ	鋸歯の有る無しや内径サイズに関係なく使用禁止となりました。
くくりわな	輪の径が12cmを超えるもの、締め付け防止金具の無いものは使用禁止です。 ※シカ、イノシシにあたっては… 上記条件以外に、ワイヤーの直径が4mm未満のもの及びよりもどしのないものも使用禁止です。